

近世村落と「帳外」

はつめい

近世においては、村方に限らず、宗門人別帳が戸籍の役割を果たしていたことは周知のことである。この人別帳から外す処置が「帳外」である。村方についてみれば、これはそれを受けた者が村から追放されることを意味する。「帳外」は公儀からの刑罰ではなく村方から申し出るものであった。そこには、村方には共同体として構成員を外すにあたっての論理があり、また公儀にもこれを認めるという人民支配の上での論理があったはずである。したがって制度としての「帳外」は公儀の側の論理の一方的な押し付けではなく、村方の共同体としての論理と公儀の人民支配の論理との合意の上に成り立つものであると考える。このような「帳外」を説明することによって、村共同体と公儀

がどのように関わり合いながら個人の存在を規定していたのかを、明らかにすることができるのではないだろうか。本稿では、こうした認識のもとにその第一段階として、村方の論理に近づくことを目的とする。具体的には、近世後期の一地域の事例から、村が内部でどのようなようにして「帳外」を決定し、実行していったのかについて検討する。そこから村社会において「帳外」がどのような意味をもっていたのかを考えてみたい。

本稿では駿河国駿東郡御厨地方の山之尻村で、名主家である滝口家に伝わった、代々の名主および同隠居の日記(以下「名主日記」とする)を中心に論をすすめていく。ここで山之尻村と滝口家について概要を述べておこう。⁽¹⁾御厨地方の村々は寛永十年(一六三三)以降小田原藩領となった。しかし宝永四年(一七〇七)に富士山が噴火し、砂降りによって大きな被害を受けたため、同五年から延享

四年(一七四七)までその一部(山之尻村も含む)は幕府領となった。この砂降りによる地味の悪化に加え、宝暦年間(一七六〇年前後)以後の小田原藩の財政難による年貢増徴政策は領民の生活を圧迫した。さらに諸負担が加わって領民の生活は苦しいものとなった。

こうした御厨地方の中であって、山之尻村は村高が「元禄郷帳」では三二七石余、「天保郷帳」・「旧高旧領取調帳」とともに三三六石余となっている。延宝八年(一六八〇)の村鑑によると、田一七町六反余、畑二二町七反余であった。戸数・人数は江戸時代前期で四九戸・三六四名、後期には六四〇六戸・三八八〇三〇九名である。名主家である滝口家は山之尻村の中で経済的に他にぬきんでた地位を保っていた。この「名主日記」は安永から安政に至る約八十年間に、滝口家四代にわたって書き継がれたものである。以下この「名主日記」の記述を中心に近世後期の村社会にわけいてみたい。

一、村方と公儀の合意としての「帳外」

「帳外」については『地方凡例録』⁽⁷⁾を繙くと次のように記されている。

一 帳外と云は、其者常々不行跡にて、親類・村役人種

辻 まゆみ

々異見を差加へても悪事を止めず、外より度々難題申来り候に付、村方宗門帳に加へ置ては、如何様の災難出来すべきも計り難きゆへに、親類村役人申談じ、地頭へ願ひ帳外致し村方を追出すことあり、是も親類不承知にて村役人のミにては帳外は願ひ難し、尤も親類なき者は五人組・村役人申談じ相願ふことなり、扱又欠落者、定法通り六箇月相尋ねても行方相知れず、永尋伺ひ済ミたる上、村方より帳外相願ひ、代官聞届け宗門帳を除くなり、(後略)

これによれば、「帳外」とは宗門帳から名前を削除する処置のことである。そしてそれは公儀が村方に対して申し付けるものではなく、村方から公儀に対して願ひ出るものである。

村が「帳外」の対象とする者には二種類あった。まず、①日頃不行跡で親類・村役人の「異見」にも耳をかさず、村の外より「難題」を持ち込む者である。その理由は村の宗門帳に加えてあると、つまりその村の者だということになると、どんな災難が村にふりかかってくるかわからないからである。ただだからといって村役人が勝手に「帳外」を願ひ出ることにはできず、親類の承知が必要である。親類がいなければ五人組・村役人が相談して願ひ出るようになっていた。そしてもうひとつは②欠落して規定通りに

近世村落と「帳外」(辻)

搜索しても見つからず、永尋となった者である。次に実際の届出書から「帳外」をみてみよう。

A 磯吉

乍恐以書付奉願上候

相州大住郡堀斎藤村

百姓太郎右衛門 伴

磯吉

巳拾九歳

右之もの義、平生農業不情にて、大酒を好、昼夜遊歩行、無益之金錢遣捨候ニ付、親太郎右衛門は勿論、親類・組合・村役人共よりも度々異見差加候得共、聞入不申、日増ニ不見持増長いたし、此儘差置候ハ、何様之義仕出、難儀可相掛も難計、尤是迄何方よりも出入掛合不申来候得共、後難安心不仕候間、何卒以御慈悲右磯吉儀勤当帳外被 仰付被下置度奉願上候、以上、

天保四巳年九月十四日

右太郎右衛門

親類組合惣代

親類百姓

重 藏

村役人惣代

名主 伴右衛門

江川太郎左衛門様

御役所

B 惣五郎

乍恐以書付奉申上候

相州大住郡堀斎藤村

百姓 惣五郎

当申廿五歳

右之者義、高老石余所持、家内四人暮にて農業営ミ罷有候処、先月廿日ふ斗家出いたし候儘立帰り不申候ニ付、心当り遠近ニも所々相替^得候得共、一切行衛相知不申、尤同人儀平い農業不晴之ものニ付、多分之借財相嵩、返済手段ニ差支、欠落いたし候義とも可有之哉、外協合より出入り掛合は勿論何ニても悪事ニ携候風聞承りおよび不申候得共、右体無沙汰ニ家出いたし候上ハ、行先ニ何様之変事仕出シ、後難可相掛候も安心不仕候間、無是非此段御訴奉申上候、以上、

天保七年

七月六月

右 惣五郎

親類組合惣代

百姓惣 内

村役人惣代

名主増右衛門

江川太郎左衛門様
御役所

事例Aの磯吉の場合は先に挙げた「凡例録」の①にあたる「帳外」願である。これによれば磯吉は農業に精を出さ

ない、大酒を飲む、一日中遊び歩く、無駄遣いをする、といった身持ちの悪い者で、親・親類・五人組・村役人の話にも耳をかさない。今のところはよそからの出入りや掛け合いはない。しかしこのままでは磯吉が何をしでかして、どんな難儀がふりかかってくるかもわからない。それで「勘当帳外」を願いだしたものである。そして磯吉の「勘当帳外」は即日認められている。

一方事例Bの惣五郎の場合は「凡例録」の②にあたるものである。家出の理由として思い当たることは、惣五郎は普段から農業に精を出さず借金が相当あって、その返済に困っていたということだけである。そのほかの出入りや掛け合、悪事」のうわさはきいていない。しかし黙って家を出したからには、行き先で何をしでかして難儀がかかってくるかもわからない。それで「欠落帳外」を願いだしたのである。その後惣五郎の「欠落帳外」は一八〇日間の尋の後成立した。

この二つの「帳外」願は大筋では同様のことをいっている。即ち①これまで身持は悪かったが、出入り・掛け合、悪事」はない、②しかしこのままではどこで何をしでかすかわからない、③したがって「後難」が心配である、④だから村の人別帳から外してこの者と縁を切りたい、という論法である。つまり「帳外」の対象になる者は二種類あ

るのではなく、つきつめてみれば一種類なのである。それは欠落したか否かにかかわらず、後々難儀を村の中に持ち込む心配のある者であった。ここに村方と公儀の合意の上に成り立った「帳外」の論理をみることできよう。

二、村方における「帳外」の成立過程

本節では山之尻村の「名主日記」にみられる「帳外」の記述から、村の内部ではどのようにして「帳外」が成立していたのかを検討してみたい。

A 惣八(儀左衛門)

安永六年(一七七七)四月、惣八は沼津宿で捕らえられた。惣八は無田幸七の伴で、三年前より「村方役人江一切勤メ無之候得共」そのときまで村では放っておいた。何が原因で捕らえられたのかはわからないが、その後のやりとりから、当時惣八は他所で商売をしていたようである。惣八は、町宿の忠七方へ預けとなり、忠七方から幸七の弟繁右衛門のところへ知らせが来たのであった。そこで「近所」組の者が相談し、村役人方へ無断で、繁右衛門と組の者が二人で沼津宿へ出向いた。しかし「其分ニ不相済」、二人から村役人のところへ「役人中ニ御老人御出具候」と手紙をよこした。そして村役人の働きによって沼津方は内

済となつてなんとかおさまつた。

帰村後農繁期であつたため、その間惣八は組預けとして親の幸七のところへ預けておくよう村役人は申し付けた。しかしその翌日今度は小田原から呼び出しを受け、だいぶ苦勞した後漸くかたがついて一同帰村した。その晩、組・「近所」は村役人に呼び出され、役人方へ無断で沼津宿へ行ったことを叱責された。そして「何事ニ不依、役人方へ可任致候」と申し付けられた。

一方惣八は帰村後村役人が咎めないうちに幸七に勘当されたので、村役人としてはそのまま放置しておいた。それから二年後(安永八年)、林昌寺は、惣八の勘当をといてくれるよう村役人と幸七へ訴えてきた。それに対して村役人は、それなら惣八に商いを止めさせ、百姓か鍛冶かどちらか親のやつてきた商売をさせて、村方へ返すべきだと言つた。それで林昌寺は組・「近所」・惣八にそのことを篤と言ひ聞かせ、組・「近所」は今後惣八に商いをさせない旨を請け負つた。

ところが一年後(安永九年)、惣八は他村で魚売りをしているところを村役人に見付けられてしまった。名主は林昌寺に去年の話はどうなつてしまったのだと申し入れると、林昌寺は日延べを願つてきたのでそのようになった。そのうち長百姓六人が請人に立ち、惣八の商いを止めさせて百

姓をさせるようにするといふので、この一件はおさまつた。

そしてこれについて「惣百姓一統之相談」がなされた。その結果今回は小田原への訴えは「可免」となり、以後「悪事」をしてかしたらずぐさま小田原へ訴えて「帳外」願をすることに決定して、組・「近所」と請人の長百姓へその旨を断つておいた。

それから二か月後、また惣八(儀左衛門)をめぐつて村内がさわぎになつた。

一安永九子ノ十一月廿五日ニ、幸七遺跡儀左衛門欠落仕候と、組之内平八・近所儀左衛門役人方へ廿九日朝注進仕候ニ付、早速役人寄合仕、相談致シ候て、組・近所呼出シ申談候ハ、御定法ニハ尋ヲ申付べき所ニ御座候へ共、度々悪事仕出シ候者ニ御座候へば、此方にて尋可申付儀も延引ニ御座候、然共組之内にてハ、四・五日も尋候へバ如何ニ御座候と申渡シ候へば、何分尋事御免にて御役人中御了間次第被成可被下と申候、左候へば、当九月請負仕候長百姓六人江申談候ハ、其元方当秋より儀左衛門請人ニ相立居候ニ付、此度又候儀左衛門欠落仕ニ付、組・近所、役人方へ指出シ之了間ニ相成候ニ付、其元方ハ如何相成候哉承度存候ニ付、呼出シ申候、六人申候ハ、私共も指出シ可申候ニ付、可然様御取計イ可被下候と申候ニ付、左候へバ、役人方

も致方無之候ニ付、来ル丑ノ正月八日ニハ小田原へ御訴可申候と相定、欠落注進ニ組頭九右衛門殿参ル筈相究メ置キ申候所ニ、(後略)

儀左衛門と惣八は同一人物であると思われる。

惣百姓一統のとりきめのなされた直後、儀左衛門の欠落が村役人に知らされた。村役人からの相談に対し、組・「近所」、請人の長百姓ともに、儀左衛門を村役人へ「指出」してあとは村役人の考えにまかせるとした。そこで村役人は小田原への欠落注進を決めているのである。

このあと、翌丑年の正月七日、つまり小田原へ訴え出るときめた日の前日に、組・「近所」より儀左衛門が見つかつたとの注進があつた。そこで名主は、先ずは儀左衛門を「内」へ呼び返すよう申し付けた。ところが同日夕刻、名主のところへ組・「近所」に頼まれた妙典寺がやつてきて、実は儀左衛門欠落は組・「近所」の勘違いであつたことを告げたのである。そして村役人の談合の結果、妙典寺の願いどおり欠落注進の件は妙典寺に「願下ケ」となり、請人の長百姓へも「洛口之次第」が伝えられた。この一件は「惣方不知分ニ致シ」解決したのであつた。

B 峯蔵

一文政九年戌年、小麦山半右エ門悴峯蔵と申者、不届ケキ者ニ村、一向居村ニも相見へ不申候ニ付、早々罷出

居申候て、盗など致し候様も相聞江申候ニ付、組内・近所・村役人一同相談之上小田原へ我等自身ニ参り、欠落届ケ仕、当十一月五日御役所江相届ケ置申候、猶又式度目之届ケニ同十四日ニ御役所江相届ケ申候、是ハ組頭郡右衛門殿参り申候、御役所ニ而被仰付、弥々長尋ニ相成申候、以上、

村によりつかない「不届ケキ者」の峯蔵が盗みをしていられるらしいことを組・「近所」・村役人は聞きつけた。そこで彼らは相談の上、藩に欠落届を出した。これは二度目の届で長尋となつた。

C いそ

一寛政八辰八月より、無田□右衛門娘いそ当五月郡内へ田植ニ参り候て、盆前ニも帰り不申候故、承り候得ば、無宿者と欠落仕候、依之組内にて所々相尋候へば、富士郡木伐山と申所ニ両人居申候、組内より帰り候と申候へば、何婦儀義相成不申候と申候ニ付、左候得バ、村方へ御地頭様へ御願候て、帳替ニ仕候に依て、此上所生出相なりの申間敷と急度申付、罷帰り申候、夫より役人組之者相談仕、小田原へ御届申候ハ、二度所々相尋候へ共、一向相見不申候段、相届ケ申候得ば、帳替者被致候、依之て相済申候、小田原入用は村中にて助合仕候、以上、

欠落したい、それを組の者が捜しに行つて見付けたところ、帰りがたくないという。それでは公儀に願つて「帳替」にするから以後出生村を絶対に名のつてくれるなよと言ひおいて、組の者は帰つてきた。「帳替」はチョウガイとよんで「帳外」と同意である。そして村役人と組の者が相談して小田原へ欠落届けをし、見逃したにもかかわらず、二度捜したが見つからないとして、「帳外」となった。このときの「小田原入用」は村中で「助合」している。

D 藤兵衛女房

一当村藤兵衛義同女房兩人此度欠落仕候て、十里木罷居候所、依之当村繁助并甚右衛門殿同粗内佐右衛門、右三人ニ而引連に参り候得共、何分山ノ尻江参り候義ハいやと申候、依之せひなく右者共打すて参り申候、右訳ケ役方江も相届ケ御座候、依之役方ニ而は、右女房御帳面之儀御上様江も御願申上候、相除申候、其節御注進ニハ、組頭九右衛門殿小田原江参り申候、文化十年酉ノ九月廿一日ニ罷越し申候、以上、

このケースもCとはほぼ同様である。

E 八左衛門

一天明元丑ノ五月より山尾田村源右衛門兄八左衛門内所帳外ニ仕候、此義去ル明和五子ノ十月江戸へ参り候て、当春迄今以行衛不相知候ニ付、旦那寺・組之内・役人

相談之上右之帳外ニ仕候、

山尾田村は山之尻村の隣村であり、宝永四年の富士山の噴火による砂降り以降、山之尻村の預かり村となった。江戸へ出ていったきり十三年も消息のわからなくなっている八左衛門は、この年の春の宗門改めで、ついに宗門帳から削除されることになった。ここでは組・村役人の他に檀那寺が相談して八左衛門の「帳外」を決めている点で、これまでの事例とは違っている。おそらく八左衛門の場合は、これまでの事例でみてきたような、特別な事情があつたことではなかつたのであろう。長年消息のわからなかつた者を、宗門改めの機会に死亡に準じた扱いで除帳したと考えられる。

以上の事例、特に事例A・Bに、村方における「帳外」の論理の一端をみることができ。

まず事例Aからみてみよう。惣八は「村方役人江一切勤メ無之」という状況では放置されていた。名主の言うところの「悪事」の第一は沼津宿で捕らえられたことである。これについての村内の処分は、小田原から帰村した時点で、名主が咎める前に親の幸七が勤当したことによって、終了したものとみられる。ただしこのときの勤当は二年後に林昌寺のとりなしで組・「近所」が請人にたち、解除となっている。第二の「悪事」は他村で魚売りをしたことである。

これも村内の処分については、長百姓が請人になることによつて済んでいる。このときは惣百姓一統の相談がなされており、今度「悪事」をしたら小田原へ訴えて「帳外」願をするという処分をきめている。

したがつてここでの「悪事」とは盗みや殺人・傷害事件といった重大な公儀の刑法にふれるものではない。沼津での一件にしても魚売りの一件にしても、それは「村方不埒」ともいべきもので、つまり組の者・「近所」の者・村役人をはじめとする村方に迷惑をかけたということが、「悪事」なのである。しかも沼津では公儀に捕らえられている。つまり惣八は村にとっての不当者として、惣百姓一統の評議により、「帳外」という処分を目の前につきつけられたのである。

事例Bについては、公儀との合意にもとづく「帳外」の届書に記された文言と比べてみよう。前節で述べたように「帳外」の届書にみられるその目的は「後難」から村を守ることであった。しかしその前提として、これまで出入・掛け合ひ・「悪事」(ここでいう「悪事」とは公儀の刑法に触れる犯罪、つまり盗みや殺人・傷害事件を引き起こすことと考えられる)はなかつたことを明記している。ところがこの場合、うわさではあるが、峯蔵が盗みなどをしてい

すれば村としては大いに面倒なことになる。その前に村と峯蔵との縁を切つて村を難儀から守る必要があつた。そこであわてて欠落届を出しているのである。そのときの届には何と記されていたのかはわからないが、おそらく犯罪の事實は隠されていたにちがいない。つまり村にとっては峯蔵が盗みをしたこと自体が問題ではなく、それによつて村が被るであろう難儀こそが問題だったのである。これは事例Aの「悪事」のとらえ方と同様である。あくまでも村に迷惑をかけることが「悪」なのであり、そのために村人を追い出すときには、公儀との合意を無視しても、これを実行しようとしたのである。

なお事例Eで八左衛門の「帳外」が「内所」であつたという点は注意を要する。八左衛門の「帳外」は公儀に認められていないまま、村方で処理されたのである。「内所帳外」にしておくことが村方にとっていかなる利点となつたのかについては不明である。

次に村の中の「帳外」決定の手續きについて考えてみよう。「帳外」は個人の身分にかかわる問題であり、山之尻村においては、その決定には組・「近所」の意思が最も重視されている。ただしここで少し疑問が残る。まず、個人の身分についてであれば、親類がここにてきててもよさそう

なものである。そして「近所」とは一体何なのか。

「名主日記」では、「帳外」・欠落関係に限ってみれば、そこに親類が関与している記事はごく少数である。これに対し個人に関して重要なはたらきをするものとして、数多く登場するのが組・「近所」である。「近所」のはたらきは、ほぼ組(五人組)に等しく、多くの場合組・「近所」として一組で用いられている。そして欠落の村役人への注進、尋ね、請人、家財処分、身柄引請、勘当その他個人にかかわるほとんどすべてに関与しているといつてよい。したがって逆に組と「近所」のはたらきの境も見極め難い。しかし、御厨地方の他村でも、欠落届において、五人組と親類は個人に関して責任を負う者として、いわば公式に登場するが、「近所」という文言は見出すことができない。

この問題についてはより深い考察が必要であるが、いずれにしても、山之尻村において、「近所」は組とともに個人をとりまく小集団として存在していたことはまちがいない。こうした組・「近所」のありかたは、事例Aによく表れている。惣八が事件を起こしたことを組・「近所」が知ると、まず組・「近所」で相談がなされる。その後村役人へ知らせ、村役人の寄り合いがもたれる。このとき村役人への通報をせず、組・「近所」が独自の処置をすることを、村役人は抑止しようとしている。そして村役人の指示に従

い、組・「近所」はその処置に奔走するのである。また惣八が欠落したと思われるとき、村役人は先ず組・「近所」に相談している。彼らが惣八を村役人に「指出」して、さらに請人の長百姓もこれに同意したところで、村役人の決定が下されているのである。

このように個人をとりまく小集団が個人に対して負う義務とその裏がえしの権利を、村役人は重視していた。個人をとりまく小集団が村役人に無断で事件の処理を行うことは抑制される方向にあったが、このことはこうした小集団の側にまったく主体性が欠けていたということではなく、むしろそれが時として独走する可能性があったことを示している。個人の引き起こした事件については、こうした個人をとりまく小集団と村役人が基本的な単位となつてその処理に当たっていたのである。

さらに「帳外」の問題は、村の中において個人をとりまく組・「近所」そして村役人というレベルで完結するのではなく、村惣中のレベルに持ち込まれる。事例Aでは惣八の「帳外」を惣百姓一統相談の上決定しているし、また事例Cでは「小田原入用」は村中で「助合」している。このような段階を経て、個人の存在は村共同体の中に位置付けられていたのである。つまり個人をとりまく小集団と村役人が個人を統制することにより、村全体としての秩序が維

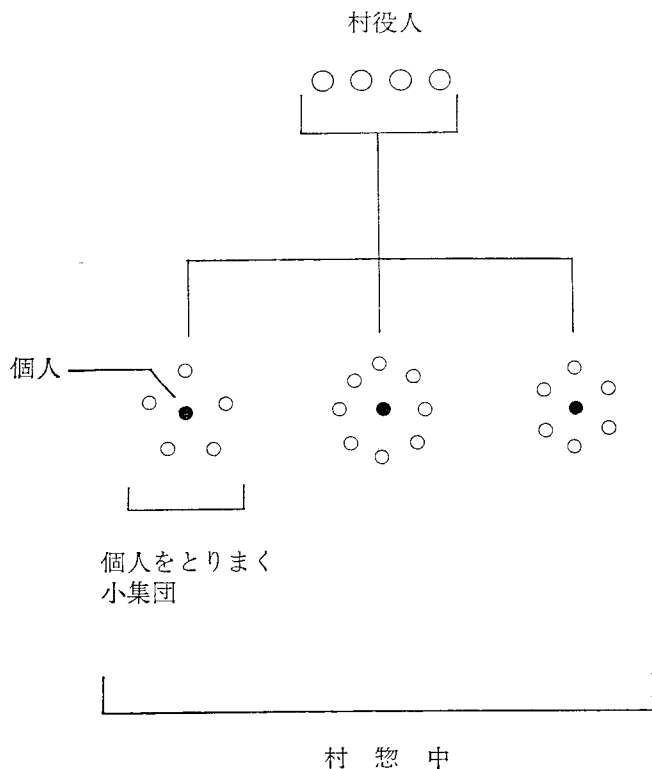


図-1 村内における個人の位置付け

持されていたのである。ただし個人をとりまく小集団と村役人というレベルから村惣中のレベルへと問題が行くときに、具体的にどういった経過を経るのかについては、今後の課題としたい。

以上のような村内における個人の位置付けを概念図で示せば図-I のようになる。

なお、事例Eのように宗門帳の書き換えの機会に「帳外」する場合には、この他に檀那寺がかかわってくる。

三、「村請」の社会と「帳外」

本節では「帳外」の成立後、「帳外」者に対する村の対処の仕方から、個人と村の結びつきについて考えてみたい。

まず、次の事例は、天明八年(一七八七)、相模国大住郡菩提村と同郡簗毛村との盗賊引渡をめぐる争論で、訴えられた側の菩提村の返答書によるものである。⁽¹⁸⁾

A 新蔵

まず簗毛村の訴えた内容は次のようであった。菩提村の番非人が捕らえた盗賊新蔵が、簗毛村の出生であると言ったので、新蔵を簗毛村へ引き渡した。しかし簗毛村では、新蔵は既に地頭所に願って人別帳を除いてあるから、引き請けるわけにはいかない。近郷十二ヶ村の寄合では、簗毛

村番非人より菩提村番非人が頼まれて捕らえた盗賊ではあるが、簗毛村は「久離」しているので、新蔵は菩提村から差し出すことになった。

これに対して菩提村は次のように反論している。

実は新蔵は去年簗毛村で捕らえられていた。簗毛村は、盗賊に番人を付けたり奉行所へ差し出す費用に難渋しているとして、組合の村々からこれを差し出させた。それなのに簗毛村は新蔵を差籠に入れたまま差し出しを延ばして、そのうち新蔵に逃げられたと言いつつ出した。これは、村内に同類がいるか、または新蔵が村外で盗み取ってきた品々を安く買い取って商売をする者がいるかで、新蔵を差し出して事実をしゃべられようものなら、村役人をはじめ一同難渋することになる。それで「一統馴合」、新蔵を逃がしたに違いないのである。簗毛村の法蓮寺は度々被害にあっていたので、村役人へ新蔵取り逃がしのことについて抗議した。そこで村役人はその処置として、新蔵の番をしていた番非人を罷免した。いわれなく罷免された番非人は、近郷十七ヶ村の番非人へ新蔵を捕らえてくれるよう依頼したのであった。

菩提村の番非人は新蔵を捕らえたので菩提村側へ引き渡したが、簗毛村の者たちが菩提村の組頭宅の柱に新蔵をしばりつけていった。菩提村は新蔵を簗毛村へ引き渡そうと

するが、簗毛村はがんとして受け取らない。それで組合外十ヶ村へ掛け合ったところ、「簗毛村出生之盗賊」であり、殊に去年取り逃がした盗賊であるから、簗毛村が引き取って差し出すべきであると決着した。しかし簗毛村は納得せず、種々悪口雑言を言って菩提村の名主宅へ居坐った。簗毛村が先訴に及んだため、菩提村が結局新蔵を連行することになったが、心外である。

この事例で、村と個人との関係に関して双方の言い分をくらべれば次のようになる。菩提村の論理では、出生村はあくまでもその村の者の行動に責任をもつべきであるとしている。一方の簗毛村は、人別帳を除いてある者については、村としては引き請けることはできないとしている。他の論点を捨象すれば、この二つの論理は相反するものではない。そこからは、村は人別帳を除くまでその村の者を引き請けている、という社会をみる事ができるのである。個人を村が請けているという社会は、村にとって統制のきかない者を抱えていれば、その者によって引き起こされる難儀が村に持ち込まれるという構造をもっている。したがって村はそのような者を村から追い出そうとしたのである。

さて、再び「名主日記」に戻ってみよう。

B 角蔵⁽²⁰⁾

天保二年卯四月六日

一当村下合無宿角蔵儀ニ付、小田原郡組之内配嶋定右衛門殿・瀬戸栄左衛門殿兩人より配符ヲ以申被置候は、角蔵儀ニ付掛合申度由御配符ニ御座候、我等儀も病氣故組頭藤左衛門殿并組内ニ而常右衛門并一同之内ニ而勤兵衛同七日小田原へ差遣し申候、右郡組衆中被申候は、角蔵儀病氣之由ニ而国元へ参り度由ヲ申候ニ付、其方共此度引取可申と被仰候処、中右之者之義ハ不当者ニ御座候得ば、何分村方へ引取申候儀は相成不申候挨拶仕候、左候得ば御役所へ罷出可申と被申候ニ付、役所へ参り申候所、右瀬戸栄左衛門様・配嶋定右衛門様被申候は、角蔵引取相成り不申候は尤ニ御座候、左候得ば、此方ニ而も追払申候ニ付、左様承知可致と被仰付、右之者罷居り申候、以上、

天保二年卯五月十七日晚、当村下合無宿角蔵義風と下合丸山はかばに病氣と申罷居候、近所之者見付、役前申出候ニ付、不法者故早速払可申と申付、直ニ⁽¹⁹⁾村久蔵江兩人遣し、直々相払可申と申付候処、久蔵病氣故若者十八日晚参り申候ニ付、右之由申付候処、若者申候は、角蔵病氣ニ御座候得ば、我等引取打払候義ハ相成兼申候ニ付、村方御沙汰通りニ被成可被下候、尤病氣平全致し申候得ば、直々久蔵引取可申答ニ御座候、左候得ば、組・近所役前江願出申候は、表面ハ知らぬ

分ニ被成被下候様ニ御願申上候、新兵衛屋敷角成共差置、病氣平ゆう為致可申と之由願出申候ニ付、表面ハ一切知らぬ分ニ而差置申候、跡ハ直々久蔵方へ引取可申旨ニ御座候、為念印書置申候、以上、然ル処、五月十九日屋八ツ時頃死去致し候由近所より届ケ御座候、右ニ付久成寺江為内分と御願申上候ハ、為慈悲ヲ以かり埋ニ致し申候、極々無宿者故内分ニ而取始末仕置候、以上、

角蔵については少し説明を要するであろう。文政九年(一八二六)、中丸村の鈴木吉右衛門が角蔵の組の栄左衛門のところによってきて、角蔵が吉右衛門宅へ盗みに入つたことを告げた。そこで組・「近所」の者が角蔵に問いたすと、角蔵は盗みの事実を認めた。早速組・「近所」で盗んだ品を改め、吉右衛門にすべて返却して中丸村の方は済んだ。一方山之尻村内での角蔵の処置については、村役人から組・「近所」に指示が出され、養子や妻が不縁となり、また長屋を取り潰し馬の売却をするなどとなった。そして当の角蔵はというと、檀那寺の久成寺へ欠け込んだ。そこに近村増田村の番非人と思われる久蔵がからんで話がこじれてしまった。しかし村役人・組・「近所」の者は村内の林昌寺のとりなしでなんとか久蔵に頼みこんで、「内済村払」として角蔵を久蔵のところから「山越し」させた

「内分」に処置したことを強調している。

C 長兵衛

一嘉永四年亥ノ五月廿六日、当村小麦山半右衛門伴長兵衛と申者、村方ハ帳外ニ御座候処、此度小田原ニ而病氣故外籠ニ而参り参り申候処、早々小麦山近所より届ケニ参り申候所、右帳外ニ御座候得ば、請取義不相成之由申遣し申候、依之組・近所之者より右申遣し申候、右籠之者共義致し方もなく、然ル共其夜之義ハ一夜泊り世話致し遣し申候、長兵衛義ハ病氣ニ付、品々原山辺当り大道ニふせり居り申候ニ付、無拠又々役前へも届ケ御座候ニ付、役人立合見分致し申候、病氣之義訳り不申候ニ付、仲才老呼、見分致し見申候処、大キニねつも能御座候得ば、何れ生かんと相見へ申候と仲才老申候ニ付、皆々相談之上、小屋ヲ捨、原あら大北分米野之内掛ケ申候、無拠組・近所ニ而世話致し置申候、

五月廿八日

右之者直ニ廿八日朝死去致し申候、内分ニ而時分之内はか所へ置申候、

「帳外」者の長兵衛は小田原で牢に入っていたが、病氣になったため牢から出された。長兵衛は自分との縁をきつた山之尻へ帰るしかなかった。「近所」が村役人に知らせ

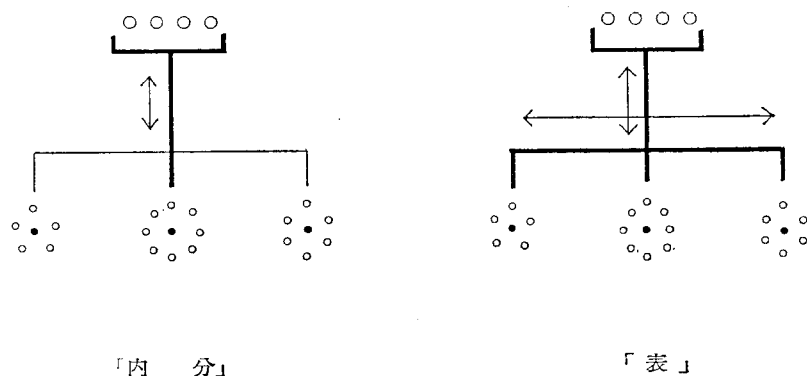
のであった。そして久蔵方へは村役人物代・組・「近所」で礼に行つて、こちらの方も済んだ。さて、小田原に対しては角蔵が欠落したとの注進をした。十日限の尋を申し付けられた後二度目の届をして長尋となり、こちらの処置も済んだのである。

それから五年後、藩の役人より、「当村下合無宿角蔵」について掛け合いたいことがあるとの呼び出しを受けて、村役人・組・「一同」の者が出頭した。角蔵は牢にでも入っていたのであろうか、病氣になつて村へ帰りたいと言うので村で引き取るように、とのことであつた。それに対して村側は、角蔵は不当者であるから村方へ引き取ることはできないとしている。そして藩の役人の側もそれはもつともなことであるとしているのである。そして一ヶ月後、角蔵が村の墓場に姿を現した。「近所」の者から知らせを受けた村役人は、不法者であるとして久蔵を呼んで「払」うよう言った。しかし久蔵の都合でそれができなかった。そこで組・「近所」が村役人へ、「表面ハ知らぬ分」で新兵衛(五年前の事件で不縁となつた角蔵養子の角兵衛が、その後角蔵の跡敷を新規取り立てとなり、名前を改めて新兵衛となつていた)屋敷で看病させたいと申し出たのでそうさせた。しかし翌日角蔵は死んだ。「内分」として久成寺に願つて角蔵を仮埋葬にした。とにかく無宿者であるから

だが、「帳外」者であるから請け取ることはできないと言われる。しかしその晩だけは泊めてやった。長兵衛は病氣の身であつたからそこに伏せているので、村役人立ち会いで医者にみせた。そして村役人・組・「近所」で相談して小屋を造り、組・「近所」で世話をした。しかしその翌日長兵衛は死んで、内分に長兵衛家の墓へ葬られたのであつた。

この二つの事例でも、村は「帳外」者の引き請けを拒否している。他村からの掛け合いは勿論のこと公儀に対してすらこれを拒否しているのである。さらには村の内に対しても同様であつた。こうした村役人の態度は先に述べた個人と村をめぐる社会を背景としている。したがって村としては到底「帳外」者を請け取ることはできなかった。

しかし「帳外」者となつた角蔵と長兵衛は、病氣になつて余命いくばくもなくなつたとき、絶縁されたがそれでも自分の村である山之尻へと戻つてきた。村役人は請け取りを拒否する。特に角蔵については「帳外」に至るまでの経緯が経緯だけに、なんとしても村へ入れるわけにはいかなかった。しかしなりゆきですぐには追い出せなくなつて、角蔵は「内分」でかつての息子の世話になつた。一方長兵衛の場合はどういった理由で「帳外」となったのかは不明であるが、「名主日記」の記述は、角蔵の場合のように何



図一II 村内における「内分」と「表」

がなんでも追い出せといったものではない。それでも村役人は「帳外」を理由に請け取りを拒否した。しかし長兵衛も結局は組・「近所」の世話を受けることになったのである。村と村人との間には、制度として結びつきを断つても、実際にはなお断ち難い何かがあったことをみることができよう。このことが個人を村が請けるといって社会を支えているのであり、また、だからこそ「帳外」によって公に個人と村との縁を切ったことを示す必要があったのである。

「当村下合無宿角蔵」という一見矛盾した言葉の存在理由はそこにあるのではないか。

ただし「帳外」者の世話をしたことも、元の檀那寺に埋葬したことも、「内分」のこととしてなされている。この「内分」とは何に對してであろうか。言い換えれば、「内分」に對する「表」とは何を指しているであろうか。角蔵についてみれば、はじめ角蔵を村に引き渡そうとしたのは公儀であった。したがって「表」を公儀と考えることは難しい。これはまさしく村惣中を指すものであろう。前節でも述べたように、個人の存在は村共同体の中に位置付けられており、「帳外」は村惣中の問題としての性質をもつものであったからである。前節の事例Aで惣八が欠落したと組・「近所」が勘違いしたとき、村役人が一件を「惣方不知分ニ致シ」たというのは、即ち「表」にしないでおさ

めたということである。これと同様に、本節でみた「帳外」者への対処も、「惣方不知分」とすることによってのみなしたのである。

このような村内における「内分」と「表」を先の図一Iの上に示したものが図一IIである。

おわりに

近世村落社会においては、村人は村と強い絆で結ばれていた。村ではその内部で、五人組・親類あるいは「近所」といった個人をとりまく小集団、そして村役人が「素行の悪い者」に對しては「異見」を加える。また、村の者が起こした事件に對しては、こうした小集団や村役人が事件をおさめるはたらきをする。個々の彼らのこのようなはたらきによって村内全体の秩序が維持されていたのである。それ故個人の「帳外」が村惣中の問題としての性質をもつことになるのである。これらを前提として、村人が他所で事を起こせばまず村(直接には個人をとりまく小集団であることが多くと考えられる)へ掛け合いがくるのであった。⁽²³⁾これが即ち村が村人を請けているという状態なのである。しかしこの小集団と村役人による統制がきかない者もあつた。個人を村が請けているという社会では、こうした者

を放置しておく、彼ら、ひいては村にとめどもなく難儀がふりかかってくるという構造をもっていたのであった。

これを防ぐためには「不屈者」と村との縁を切らなくてはならない。村人と村との絆が強い村社会においては、社会に認められる形でそのことを示す必要があった。それが「帳外」であった。

以上当該地域での事例から、近世後期にみられる村方の「帳外」の論理をみてきた。「はじめに」で述べた目的を満足に達成できず問題提起にとどまってしまう観があるが、最後に本稿で十分説明できなかったと思われる点を、二つ挙げておきたい。一つは個人をとりまく小集団と村役人による「内分」がどのような過程を経て村惣中の「表」になるのか、ということである。二つめは、本稿ではほとんどふれることができなかったのであるが、「内所帳外」にしておくことが村方にとって如何なるメリットとなったのか、である。二点めの問題については「帳外」を考えていく上でのもう一つの視点である、公儀の論理と関わってくる問題である。

村方からの「帳外」の申し出に対して公儀が「尤もなことである」としてこれを認めたことの意味は、何だったのであろうか。村が個人を請けるという社会と公儀の人民支配の論理とがどのようにつながってくるのか。先の二点と

ともに今後明らかにしていきたい問題である。

註

- (1) 御殿場市史料叢書2『山之尻村の「名主日記」』として刊行されている。本稿もこれによった。なお本稿では史料集より引用した史料には、編者の手による読みがな、送りがな、返り点等は省略した。
- (2) 前掲書解説による。
- (3) 内閣文庫所蔵史籍叢刊五六
- (4) 同前五五
- (5) 日本史料選書一三『旧高旧領取調帳』中部編、近藤出版社
- (6) 『御殿場市史』第二巻七一頁
- (7) 日本史料選書四『地方凡例録』下巻、近藤出版社、一二五頁。読みがなは省略した。
- (8) 『秦野市史』第三巻近世史料二、一〇八～一一一頁
- (9) 『山之尻村の「名主日記」』、六七～六九頁、八五～八六頁、八七～八八頁
- (10) 前掲書では「組・近所・役人方へ」としているが、内容からいってこのように読むのが妥当であると思われる。
- (11) 註(9)書、二四二頁
- (12) 「者ニ付」の誤りか。
- (13) 註(9)書、一四五頁
- (14) 「出生所」のことか。
- (15) 註(9)書、一六八～一六九頁
- (16) 「組内」の誤りか。

(17) 註(9)書、八九頁

(18) 『秦野市史』第二巻近世史料一、六二一六～二四頁

(19) ある者の所属する村が必ずしもその者の出生村とは限らない。移住や婚姻・養子縁組などによって所属が出生村から離れることはある。そうした場合、所属する村に対して出生村がなお特別な意味をもつのは重要な問題であるが、ここでは所属村を基本として村をこらえて、考察をすすめる。

(20) 註(9)書、二七一～二七二頁

(21) 同前、二二七～二二九頁。この部分については、水本邦彦氏が「公儀の裁判と集団の掟」(『日本の社会史』第五巻、裁判と規範、岩波書店、一九八七年)で紹介している。水本氏は同論文で盗みをテーマに公儀の法対村の掟の關係に検討を加えている。そこでは、両者は対立を基本的な關係としており、村は公儀の統治体系に抵触しない形を巧妙に取り入れながら、村独自の法・刑罰を行っていたとしている。その中で角蔵一件については、盗みをした角蔵に対して村が追放という制裁措置をとったとしている。そして村の追放刑を隠蔽するための偽装工作として角蔵の欠落届をとらえている。しかし水本氏がその論文の中で想定しているのは、自村の者が被害に遭った場合のみであり、盗みという行為自体に対する刑罰を問題としているのである。したがって角蔵一件のように自村の者が他村で盗みを働いた場合の、自村における処置の事例を引き合いに出してこれを論じることには問題がある。村外で盗みを働いた者に対してその者の所属する村は、その者の盗み自体を刑罰の対象と考えるより、それによってひきおこされる難儀こそが処分の対象であると考えたのである。

このように、本稿では村は角蔵を追い出すことによって、公儀に対して盗みの事実を隠したのだと解釈する。そして村をこれ以上の難儀から守ったのである。つまり角蔵の追放には、これまでも十分難儀はかかっていたので、「村方不埒者」としての処分の意味はあるが、水本氏の言うような盗みに対する刑罰としての意味はなかったためである。

(22) 同前、四三五頁。この記事を載せる「名主日記」(原題「嘉永三年 永代諸事記録帳」)の書き手は、前掲書の解説によれば隠居した源之丞である。源之丞は隠居ながら郡中取締惣代となるなど、当地方において力を持っていたようである。なお本稿でとりあげた「名主日記」の記事の書き手は、これ以外は当時名主の職に就いていた者である。

(23) 事件に際して支配筋をおさずに、あるいはとおす前に、相手の村へ「断り」をする村社会のありかたについては、別稿で述べることにしたい。

〔付記〕

本稿は一九八五年度に立教大学に提出した同題名の卒業論文の一部を書き改めたものである。在学中、そして卒業後も私を励まし続けてくださった諸先生方・先輩方に対して、心から御礼を申し上げる次第である。また「名主日記」の原史料の所蔵者である滝口文夫氏には「名主日記」の一部を閲覧させていただき、今回はその成果を生かすことができなかったが、紙面を借りて謝意を表する次第である。